

基発 1017 第 1 号
令和 5 年 10 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について

事業者による自律的な化学物質管理の強化の一環として、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）による改正後の労働安全衛生規則により、令和 6 年 4 月 1 日から、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこと、また、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないことが事業者に義務付けられる。

今般、上記の健康診断（以下「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）が適切に実施されるよう、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号）の一部を別紙の表のとおり改正するとともに、事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師等が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示した「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」を別添のとおり策定したので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和4年5月31日付け基発0531第9号)を次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
7(2)	<p>ア (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 本規定の「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 本規定の「常時従事する労働者」には、当該業務に従事する時間や頻度が少なくとも、反復される作業に従事している者を含むこと。</p> <p>ウ 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、GHS分類において歯科領域の有害性情報があるもののうち、職業性ばく露による歯科領域への影響が想定され、既存の健康診断の対象となっていないクロルスルホン酸、三臭化ほう素、5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジョン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とすること。</p> <p>エ リスクアセスメント対象物のうち、個別規則に基づく特殊健康診断及び安衛則第48条に基づく歯科健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断を重複して実施する必要はないこと。</p> <p>オ 本規定の「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、</p>

	改正前	改正後
	<p><u>別途示すところに留意する必要があること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>令和5年10月17日付け基発1017第1号「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について」(以下「リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン」という。)に留意する必要があること。</u></p> <p><u>力 リスクアセスメント対象物健康診断(安衛則第577条の2第4項に基づくものを含む。以下この号において同じ。)は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その費用は事業者が負担しなければならないこと。また、派遣労働者については、派遣先事業者にリスクアセスメント対象物健康診断の実施義務があることから、その費用は派遣先事業者が負担しなければならないこと。なお、リスクアセスメント対象物健康診断の受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要があること。</u></p>
7(3)	<p>ア (略)</p> <p>イ 本規定の「リスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき」には、<u>リスクアセスメント対象物が漏えいし、労働者が当該物質を大量に吸引したとき</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 本規定の「リスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき」には、<u>リスクアセスメントにおける実測(数理モデルで推計した呼吸域の濃度基</u></p>

	改正前	改正後
	<p>等明らかに濃度の基準を超えてばく露したと考えられるとき、リスクアセスメントの結果に基づき講じたばく露防止措置(呼吸用保護具の使用等)に不備があり、濃度の基準を超えてばく露した可能性があるとき及び事業場における定期的な濃度測定の結果、濃度の基準を超えていることが明らかになったときが含まれること。</p> <p>ウ 本規定の「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示すところに留意する必要があること。</p>	<p>準値の2分の1程度を超える等により事業者が行う確認測定（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）の濃度を含む。）、数理モデルによる呼吸域の濃度の推計又は定期的な濃度測定による呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えていることから、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下に抑制するために局所排気装置等の工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、工学的措置が適切に実施されていない（局所排気装置が正常に稼働していない等）ことが判明した場合、労働者が必要な呼吸用保護具を使用していないことが判明した場合、労働者による呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合その他の工学的措置や呼吸用保護具でのばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合及び漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合が含まれること。</p> <p>ウ 本規定の「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、リスクアセスメント対象物健康診断ガイドラインに留意する必要があること。</p>

